＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

（MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.）

# 定　款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２０年　５月３０日　　変　更
平成２３年　５月３１日　　変　更
平成２５年　４月３０日　　変　更
平成２６年１０月２０日　　変　更
平成２９年　５月３１日　　変　更
平成３０年　５月２９日　　変　更
平成３０年１０月２６日　　変　更
令和　３年１０月　１日　　変　更
令和　３年１１月　２日　　変　更
令和　４年　５月３０日　　変　更
令和　５年　３月　１日　　変更（附則削除）
令和　５年　５月３０日　　変　更

# 第１章　総　則

（商号）

第　１　条　当会社は、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターと称し、英文では、MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　情報処理サービス業ならびに情報提供サービス

（２）　コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売業務ならびに受託開発業務

（３）　各種企業の事業企画、新商品の開発における市場調査ならびに企画立案業務の受託

（４）　広告宣伝業務

（５）　建設工事における企画、調査、設計、施工、監理、請負業務

（６）　内外装、仕上げ工事における企画、調査、設計、施工、監理、請負業務

（７）　経営・マーケティングに関するコンサルティング業務

（８）　広告の企画、制作、実施、運営、その他これに関する業務

（９）　セールスプロモーションの企画、制作、実施、運営、その他これに関する業務

（１０）インターネットプロモーションの企画、制作、実施、運営、その他これに関する業務

（１１）インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用、保守、その他これに関する業務

（１２）情報処理システム、データベースシステム、ネットワークシステム、またこれに関するソフトウェア、ハードウェアの企画、設計、開発、販売、運用、保守、その他これに関する業務

（１３）データ入力及び管理事務処理の受託業務

（１４）インターネット、移動体通信及びその他電子的メディア等を利用したポータルサービス、ＳＮＳサービス、ＥＣサービス、その他メディア事業に関する業務

（１５）マーケティング業務

（１６）建設工事、内外装、仕上げ工事の資材や部材の卸販売、仲介

（１７）前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第 ５ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査等委員会

（３）　会計監査人

## 第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、９６０万株とする。

（自己株式の取得）

第 ７ 条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ８ 条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第 ９ 条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備

え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第３章　株主総会

（招集）

第１３条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

４　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

２　代表取締役が１名の場合はその者を社長とし、代表取締役が２名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。

３　取締役会は、必要に応じ、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

２　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第２６条　取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

２　取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第３

６３条第２項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２７条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２８条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２９条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３１条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３２条　監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定

することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３３条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３４条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３５条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３６条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３７条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第４０条　当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章　計　算

（事業年度）

第４１条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までとする。

（剰余金の配当等の機関決定）

第４２条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４３条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年８月３１日とする。

（配当金の除斥期間）

第４４条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

附則

第　１　条　当会社は、２０２３年５月３０日開催の第３２回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　２０２３年５月３０日開催の第３２回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会の決議による定款一部変更の効力発生以前の定款第４１条第２項の定めるところによる。